

「奈良県民の暮らしに関する調査」 Q&A

1 全般的事項(調査の趣旨など)

Q1 なぜこの調査を実施するのですか。

A1 奈良県民の皆さんの暮らし向きや家族の実態を明らかにし、奈良県が行う行政施策の企画立案と実施に当たっての貴重な基礎資料とするために、調査するものです。

昨今、全国的に少子化・高齢化や社会経済情勢が大きく様変わりし、奈良県でも同様の状況にあります。そのような状況の中で、県民の皆さんがどのような暮らしをされているかを明らかにする調査は、今まで行われたことがありません。今回、奈良県民の暮らし向き全般にわたって調査するのは、奈良県として初となります。

調査結果は、今後の奈良県が行う行政施策の企画立案・実施の貴重な基礎資料として、有効に活用されますので、ぜひご理解とご協力をお願いします

Q2 このような個人情報回答は答えたくない。プライバシーの侵害ではないか。

A2 統計調査により集められた個人情報は、「統計法」により保護されています。また、統計調査に従事する職員には、業務で知り得た個人情報は漏らさないよう、厳しい守秘義務が課せられています。

この調査は無記名でお願いしていますので、お名前や回答内容が特定されることは絶対にありません。また、ご記入いただいた内容は統計的に処理され、かつ統計目的以外に使用することはありません。

Q3 なぜ私の世帯が調査の対象となったのですか。

A3 この調査は、奈良県内の全市町村にお住まいのすべての一般世帯の中から、無作為に1万世帯を選び出し、ご協力をお願いしています。具体的には、統計的な方法で調査対象地域を抽出し、その地域内からさらにご協力いただく世帯を抽出する、という2段階の方法をとっています。ご回答いただいた内容を集計したときに、市町村別や世帯の類型別に結果が出せるように、各市町村からまんべんなく世帯数を決めております。協力いただけないと正確な統計が作れませんので、対象となられた世帯につきましては、お住まいの地域の代表として、ぜひこの調査にご協力をお願いします。

Q4 一軒ぐらい調査しなくてもかまわないのでは？

A4 きちんと調査をすることで、初めて私たちの実際の暮らし向きが明らかになります。もし、忙しい人、都合の悪い人などを調査から外していくと、実態と異なった結果となる可能性があります。この調査結果は、奈良県が行う行政施策の貴重な基礎資料となりますので、ぜひご理解とご協力をお願いします。

Q5 どこが行っている調査ですか。

A5 調査の実施主体は奈良県で、調査業務を民間調査会社(株)サーベイリサーチセンター大阪事務所に委託して実施しています。

Q6 調査は、どのように行われるのですか。

A6 調査事項を記載した調査票に、各世帯の実情をご回答いただく方法で行います。調査票は「統計調査員」が各世帯を訪問のうえ配布し、ご記入いただくために一定期間お預けし、後日統計調査員が再訪問のうえ回収させていただきます。

「統計調査員」は、統計法の適用を受け秘密を厳守する義務が課されています。また、必ず事前にご都合をお聞きした上で、訪問させていただきますので、ご協力おねがいします。

Q7 調査結果は教えてもらえますか。

A7 この調査の結果は、平成22年3月末に奈良県HPなどで公表を予定しています。

2 調査票の内容

Q1（問1関連）同じ家屋又は同じ敷地内には住んでいるが、生計が別である場合は、記入の必要はありませんか。

A1 生計が別であれば、別世帯として取り扱います。ただし、同居はしていないが生計を共にしている人（例えば、単身赴任や入院、遠方での就学等により、現在住居を離れているが、生計は共にしている人など）は、世帯員として記入してください。

Q2（問1関連）なぜ家族構成や年齢、就業先の産業まで調査する必要があるのですか。

A2 一口に「家族・家庭」といっても、実態は様々です。この調査では、単一的な集計にとどまらず、より詳細に、様々な家族類型（核家族、3世代同居、高齢世帯、一人暮らしなど）や勤め先の産業類型ごとなどで集計し、奈良県民のくらし向きや家族のすがたの実際を明らかにします。調査結果は、今後の奈良県の行政施策の貴重な基礎資料として活用されますので、ぜひご理解とご協力をお願いします。

Q3（問3関連）転居時点は独身でしたが、現在は結婚し子供もいます。このような場合でも、奈良県に転居した独身のときの状況を記入するのですか。

A3 はい。婚姻等により家族構成が変化していても、世帯主の方が奈良県に転居してきた時点の状況を記入してください。

Q4（問10関連）介護や看護の必要な家族とは、介護認定を受けていたり障害者手帳を所持している者に限るのですか。

A4 いいえ。介護認定や障害者手帳の有無にかかわらず、実際に日常生活で手助けが必要な人が世帯内におられれば、「いる」を選択してください。

Q5（問12-3関連）最もよく過ごした過ごし方が1つしかなかった場合は、1つだけ記入すればよいですか。また、父母や子どもがどう過ごしているかは、わからないのですが。

A5 最近1か月間において、実際に過ごした過ごし方のうち、最もよく過ごしたものを選択肢から最大3つを選んでください。1つしかなかった場合であっても、該当するものを選んでいただき、1つ目の欄に記入してください。

また、ご家族の余暇・自由時間の過ごし方については、お手をかけますが、ご本人に確認していただきご記入をお願いします。

Q6（問13関連）家族のうち1人でもそろっていなければ家族一緒に過ごしていなかった、と考えるのですか。

A6 家族全員がそろわなくても、親子間や夫婦間など、家族としての関わりがあった場合は、その関わりの程度に応じて記入してください。

Q7（問15関連）最もよく買い物（利用）した地域と店舗形態は、利用回数の多さで判断するのですか、それとも購入金額の多さで判断するのですか。

A7 購入金額の多さで判断してください。

Q8（問16関連）複数の親戚があって、住まいやつきあいの程度が違う場合、それぞれ複数選択するのですか。

A8 はい。複数の親戚がある場合は、それぞれの方のお住まいの場所とおつきあいの程度に応じて複数選択してください。

Q9（問20関連）なぜ家計の状況を調査するのですか。

A9 奈良県民の暮らし向きと家族のすがたの実態を多角的に把握するためには、ご家族の構成や生活行動、社会とのつながり、経済状況など、多角的に調査し分析する必要があります。

今後の奈良県の施策の企画立案の貴重な基礎資料として活用することを目的にご協力いただく調査であって、秘密は厳守され、かつ、統計目的以外には決して利用されませんので、ご理解とご協力をお願いします。

Q10（問20関連）最近1年間の家計支出には、自家用車や耐久家財など、高額品の購入も含まれますか。

A10 はい。お手をかけますが、自家用車や家電製品、家具など的高額品の購入のほかにも、住宅設備修繕や入院費用、旅行費用、慶弔費用など、年に1～数回の支出であっても消費支出にあたるものについては、それらも含めて年間合計額を出していただき、12月で割って1月当たりの平均額を算出してください。

なお、土地や家屋の購入、借金・ローン返済、税金、社会保険料、掛け捨て以外の保険掛金は、消費支出ではありませんので、含めないでください。また、貯蓄も含めないでください。